

第6回総社市子ども・子育て会議【議事概要】

(こども課長)

それでは、定刻となりましたので、第6回総社市子ども・子育て会議を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中お集まりくださりありがとうございます。開会にあたりまして、近藤会長からご挨拶いただき、そのまま議事の進行をお願いいたします。

1 開 会

(近藤会長)

本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。本日の議題といたしましては、

(1)「子ども・子育て支援事業計画(案)」についてご協議いただきたいと思います。

まず、「はじめに」から「第4章の基本施策と取組」について。続いて「第5章の量の見込みと確保方策」から「第6章の計画の推進」までをご検討いただくこととなります。

あらかじめ、第4章までを委員の皆さまにご確認・ご検討いただきたいと思いますので、議事進行への協力をお願いします。

それでは、協議事項(1)「子ども・子育て支援事業計画(案)」について、事務局より説明願

協議事項(1) 子ども・子育て支援事業計画(案)について

・・・「はじめに～第4章 基本施策と取組」・・・

(子育て支援係長)

あらかじめ送付いたしました資料に沿ってご説明させていただきます。前回の会議で第2章までをご協議いただきました。

本日は第3章から説明させていただきたいと思います。第3章では、現計画書の次世代育成支援行動計画(後期計画)における5年間の評価を掲載しています。目標を達成したか、できなかったか、達成以上の成果をあげたかの3項目で記載しています。そして、取組と課題について項目ごとにあげています。

第4章では、これまでの評価に基づき、今後の5年間でどういう施策を取り組んでいくかということで案を示しております。計画の体系として、(1)就学前の学校教育・保育の提供体制を充実させる(2)地域における子ども・子育て支援を充実させるでは、「幼児期の学校教育と保育」と「地域子ども・子育て支援事業」といった新制度の内容を中心としたものとなっています。(3)子どもの権利を擁護する(4)子どもと保護者の健康支援を充実させる(5)ワーク・ライフ・バランスを推進する(6)次代を担う子どもの生きる力を育むでは、次世代育成支援行動計画を継承するものとして案を上げております。

今後5年間における礎となる施策となりますので、委員の皆さまからのご意見をいただければと思います。

・・・「第5章 量の見込みと確保方策～第6章 計画の推進」・・・

(児童保育係主任)

続きまして、「第5章 量の見込みと確保方策」から「第6章 計画の推進」までを説明させて

いただきます。はじめに「量の見込みと確保方策」から説明いたします。第5章につきましては、現状と確保方策をお示しさせていただいております。

1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策については、就学前の児童を対象とし、幼児期の学校教育・保育を提供します。現状として、今年4月1日現在における認可保育所と5月1日現在における幼稚園の利用状況をお示ししています。それに伴う主な確保方策として、幼稚園、保育所及び認定こども園については、家庭の状況にかかわらず、質の高い教育が提供されるとともに、必要な子どもは保育を受けられるよう、未就学児対象の施設全体として総社市の規模と地域のニーズに適合したあるべき姿を求めることとします。そして、幼児期の学校教育と保育を一体的に提供するため、積極的に認定こども園の普及促進を図ることとしています。その他、具体的な確保の内容を以下にお示ししています。次の頁では、幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容を認定区分別に記載しています。確保の量については、これまでご協議いただきました90名の供給量としています。今後、認定状況をみながら毎年度見直しを行うこととしています。

次に、2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について説明します。①利用者支援事業については、子どもや子どもの保護者が、学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を適切に選択し、円滑に利用することができるよう情報提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じます。平成27年度からはじまる新たな事業です。確保方策としては、市役所における幼児期の学校教育・保育の窓口コーディネーター1名を配置いたします。②地域子育て支援拠点事業ですが、現状では「つどいの広場」を4か所、「地域子育て支援センター」を5か所で事業を実施しています。確保方策として、来年度から新たに太陽保育園で地域子育て支援センターを新たに開設し、利用の促進を図ることとしています。「つどいの広場」については、保護者に寄り添う支援を意識し、充実と柔軟な運営を図ることとしています。③妊婦健康診査については、現状のとおり事業をきめ細やかに実施していきたいと考えています。④乳児家庭全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業につきましても、現状のとおり事業を継続して実施していきたいと考えています。⑥子育て短期支援事業については、保護者の疾病などで宿泊を伴う保育が必要な乳幼児・児童に対して、児童養護施設において受け入れます。総社市では、児童養護施設みのり園と契約を交わしていますので、委託して事業を実施します。⑦ファミリー・サポート・センター事業については、育児の援助を受けることを希望する人と援助を行いたい人とを、それぞれ会員として、これをマッチングさせる事業の実施です。ここでは、就学児童の放課後における子育てのサポートとなっており、いわゆる放課後児童クラブの受皿としての利用としての現状と確保方策となります。総社市ではNPO法人保育サポート「あいあい」への委託において事業を実施します。⑧一時預かり事業については、幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業と保育所やファミリー・サポート・センターで行う一時預かり事業とに分けています。幼稚園の一時預かりについては、利用者負担の見直しを含めて預かり時間の拡大を検討し、小規模保育及び認定こども園の実施への移行を視野に入れながら、既存の幼稚園5か所で実施します。保育所及びファミリー・サポート・センターで行う一時預かり事業については、今までどおり事業を継続して実施します。⑨病児保育事業については、病気の子どもについて、病院における専用スペースにおいて、看護師などが病気の子どもを一時的に保育する事業を実施します。現状では三宅小児科内科1か所で事業を実施しています。確保方策としては、現状どおり1か所で事業を実施し、ファミリー・サポート・センターと連携して実施することにより、利用者の利便性の向上に努めます。⑩延長保育事業では、保護者の多様な就労形態や長時間の通勤等に伴い通常の保育時間を1時間延長して、午後7時まで保育を行います。総社市の全1

4 保育所において、午前7時から午後7時までの12時間開所を実施します。⑪放課後児童健全育成事業については、保護者が労働、疾病、介護などにより昼間家庭にいない小学生児童に対し、放課後や土曜日、長期休業中に小学校の余裕教室などを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。現状では市内の15小学校区中13小学校区590人の利用で実施しています。今後は、原則として4年生以上も受け入れることを踏まえ、空き教室の活用についても検討していきます。また、学校開放型のクラブとして、下校後の教室利用についても協議していきます。長期休暇時のみ保育が必要な家庭については、長期休暇を限定としたクラブ開設を検討します。

続きまして、第6章の計画の推進をご説明させていただきます。第5章における量の見込みと確保方策に基づき、1計画の推進体制、2計画推進に向けた地域との協働体制の構築、3計画推進の方向性、以上3つに分けて記載しています。計画の推進体制と計画推進に向けた地域との協働体制の構築については、子ども・子育て会議を中心に、年度ごとに事業の進捗状況を確認・見直しを図りながら、計画を推進します。計画の方向性については、平成27年度から29年度までと平成30年度から31年度までに分けて計画を進めていきます。平成27年度から29年度までは、保育所における待機児童の解消に重点を置き、事業を進めていきます。平成30年度から31年度については、幼児期の学校教育と保育を一体的に提供するため、積極的に認定こども園の普及に取り組んでいく予定としています。

以上、第5章・第6章の説明をさせていただきました。繰り返しますが、量の見込みと確保方策については認定状況をみながら、年度ごとに見直しをさせていただくこととなります。

(近藤会長)

◆以上、事務局からの説明にご意見・ご質問はありませんか。

第3章・第4章では次世代育成支援後期行動計画の評価と、今後の基本施策と取組となっています。また、第5章・第6章につきましては、これまでの会議を踏まえての計画の方向性について説明いただきました。

新たに取り入れた方がよい施策や、入れてもらいたい項目などがありましたらご意見ください。その他の事でも結構ですので、ご意見・ご質問などはありませんか。

それでは、私の方からは62頁の第4章 基本施策2「児童虐待といじめの防止」について、いじめに関する法律が制定されたことに伴い、施策5の「いじめの防止対策の充実」の後に、いじめに対応した連携組織を各学校につくるなどの施策を入れてもらいたいです。また、基本目標3「子どもの権利を擁護する」については、教育と福祉が一体的となって相談していくことが重要だと思いますので、充実していけるような項目をいれてもらいたいということを申し上げておきます。

(山本裕委員)

第5章 量の見込みと確保方策の中で、地域子ども・子育て支援事業に利用者支援事業で、「市役所における幼児期の学校教育・保育の窓口コーディネーター1名を配置します。」とありますが、この相談業務とは、教育と福祉が一体となった相談体制とは異なるものなのでしょうか。

(こども課長)

こちらに記載している利用者支援事業のコーディネーターについては、主に未就学児を対象とした幼児期の学校教育・保育及び地域子育て支援事業を円滑に利用できるような相談業務を想定して

います。小中学校の教育を含めた相談業務とは別のものとなります。

(山本裕委員)

教育と福祉が連携できるような機関を設置して組織を充実させることが重要だと思います。また、子どもの貧困についても市内小児科の間でも大きな問題と考えています。子どもの権利保障の推進と経済的支援の充実の施策4「生活困窮者に対する学習支援」の内容も充実したものとさせていただきたいと思います。

(保健福祉部長)

27年4月から生活困窮者自立支援法が施行されます。総社市においてはモデル事業として今年度から社会福祉協議会へ委託して相談支援や学習支援を行っているところです。相談支援には子どもだけを対象としたものではなくて、生活保護に至る手前の方を中心に行っています。学習支援については、生活保護家庭の中学生を対象に週に2回、岡山大学の大学生に指導していただいています。将来の具体的なビジョンを抱いてもらうために、大学生にお願いするのが良いと思った次第です。来年度から本格的に実施する事業でもありますので、学習支援をはじめ内容を充実していきたいと思います。

(教育長)

現在、小学校へ就学する約14%の児童に何らかの支援が必要です。数年前は約8%でしたからかなり増えています。また、子どもの育ちが2年程早くなっていますので、5歳児からの義務教育は必須であると感じています。そのために、精神面などの社会性を養う幼児教育に力を入れなくてはなりません。7月に行われた教育再生実行会議の第五次提言において、幼児教育の充実を1番に掲げています。このままでは、小学校が成り立たなくなってしまう。子どもの社会性を育てるための保・幼・こども園一体での教育システム、子どもの社会性を育てるためのプログラムを実行して広げていきたいと考えています。

(中島委員)

放課後児童健全育成事業について、放課後児童クラブへ4年生以上の受入を想定していますが、実態として、小学校3年生の夏休みまでの利用者が非常に多いという現状があります。保護者は6年生まで行かせたいと言われますが、子どものニーズは異なります。放課後児童クラブではないけれども、どこかで遊びたいというニーズを満たすことができるのが放課後子ども教室だと思います。現在、放課後児童クラブと放課後子ども教室とが連携した取組はほとんどありませんので、放課後児童クラブの年齢拡大も否定しませんが、是非連携していただき、放課後子ども教室が週に数回クラブを利用したいという方の受け皿になればと思います。

また、保護者のニーズを満たすための施策が多いようですが、子どものニーズを満たすための施策があまりありません。児童館などの子どもたち自身が相談していく場所も考えていくべきだと思います。子どもたちの声を聞く場所をこの項目に入れていただきたいと思います。

(保健福祉部長)

放課後児童クラブを小学校6年生までに年齢拡大することは法律上の原則論です。今の法律のよ

うに「おおむね10歳未満」と最初から言うのは、ニーズがあるのに変だろということ
です。放課後子ども教室との連携につきましては、ご意見のとおり必要だと思います。来年度から
の機構改革により、教育委員会でどう位置づけられるかを調整しながらこれから検討していく必要
があります。

放課後の過ごし方については、放課後の環境をどうするかというプラン、行動計画を別途つくり、
それに基づいて環境整備を計画的に行っていく必要があると思います。子どものニーズについても、
これを受け止める施策を今後考えていかなければならないと思います。中高生の相談場所につい
ては、それだけに特化した相談窓口はありませんが、こども課の家庭児童相談窓口あるいは権利擁護
センターの窓口において相談を受けることができます。また、地域においては主任児童委員なども
おりますので、そうしたところに相談があれば対応していきたいと思います。今後子どもたちの声
やニーズをどうやって拾い上げていくかということが課題であると考えています。

(近藤会長)

放課後子ども教室の充実については、74頁から55頁の放課後児童クラブの方へ移していただ
き、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携について検討していく施策にさせていただきたいと
思います。

また、子どもが相談できる場所についても検討していただきたいと思います。物理的な場所がな
ければならず、電話相談だけでは難しいと思います。

(保健福祉部長)

子どもが相談できる場所については、全体的な予算や人員が限られていますので、専門的な窓口
を創ることにより、一方で薄くなる分野が出てくることを踏まえて考慮していく必要があります。

(近藤会長)

子どもという点で、いじめ、非行、不登校、貧困などについて総合的にワンストップで相談でき
る体制については是非推進していただきたいと思います。

(山下委員)

待機児童について教えてください。冒頭のあいさつ文では待機児童ゼロを達成しているとなっ
ていますが、28頁の課題では、依然として待機児童は解消できていませんとなっています。実際は
どのような状況なのでしょう。

次に、父親の子育てについては、76頁にある計画の目標指標中の「育児休業の取得割合」につ
いては、残してほしいと思いますがいかがでしょうか。父親への育児支援を入れていただきたいと思
います。

(保健福祉部長)

待機児童につきましては、今年の9月以降ゼロではなくなりまして、12月現在で33名。月々
10名から15名位増えておりますので、冒頭のあいさつ文は修正させていただきます。

また、育児休業の取得割合については、目標としてあった方が良かったのですが、ニーズ調
査によって分かった数値だけでは、現状の正しい数値が測れないため省略しようとするものです。

市内の企業に働きかけるなどして検討していきたいと思います。

(会長)

その他、ご意見はいかがでしょうか。

(福光委員)

利用者支援事業について、学校教育・保育のコーディネート以外に、子育ての保護者に対する個別支援の方も重点を置いていただきたいと思います。また、父親の育児支援について、地域と企業にもご協力いただきたいと思います。

(こども課長)

利用者支援事業については、そのように進めていきたいと考えています。また、父親の育児支援については、企業努力が多く割合を占めることとなりますので、地域と企業と連携して進めていきたいと考えております。

(近藤会長)

次世代認定マーク「くるみん」の市内事業者の取得状況はどうなのでしょう。

(こども課長)

市内には1か所もない状況です。県内においても24社取得の状況となっています。次世代認定マーク「くるみん」の取得が進まない理由としては、一般事業主行動計画を策定して計画どおりに進めていく必要がありますが、一般企業としてはハードルが高いためと考えられます。

(山本裕委員)

計画の体系について、「子どもの権利を擁護する」を冒頭においた施策の方が、子どものためという趣旨になるのではないかと思いますがいかがでしょうか。生活困窮者への対応とそれに関わる食と健康について、力を入れていく必要があるのではないかと感じています。

(保健福祉部長)

この計画は、子ども・子育て支援法に基づき、消費税増税分を使った給付の請求書の意味合いがあり、この点がメインだと考えます。未就学児の学校教育と保育の環境をどう整えていくかということが計画の主題となりますので、幼児期の学校教育と保育に関する部分を1番目に、地域子ども・子育て支援事業に関する部分を2番目に置いています。また、計画の「子どもの権利を擁護する」で触れている「子どもの権利」は、狭義的な意味ですので、3番目に掲げさせています。そもそも「子どもの権利を擁護する」というタイトルが漠然と書きすぎているのかもしれない。

生活困窮者に関する施策については、学習支援だけでなく他に考えられる支援があれば、それも項目として挙げていきたいと思います。

(近藤会長)

計画の体系としては、子どもの権利保障を冒頭に置いた方が全体の構成としてまとまりがあるよ

うに感じますがいかがでしょうか。

(佐野委員)

社会福祉協議会では、今年度から生活困窮者支援センターを設置しています。食べるものがない方への支援といたしまして、余った食材や商品にならない物、賞味期限ぎりぎりの物をシェアする団体があります。そういった団体と連携して予算をかけないで市民の相互協力ができるしくみを本センターで実施していきたいと考えていきたいと思っています。

(山下委員)

冒頭の「はじめに」の部分に子どもの権利に関する内容を盛り込んではいかがでしょうか。

(教育長)

貧困や格差問題などを支えるためのキーワードとして子どもの権利に関する内容を入れてみてはどうかと思います。

(近藤会長)

はじめに関する教員への研修について取り入れていただきたいです。

(松森委員)

増えている待機児童について、児童はどのように過ごしているのかが気になります。今後、幼稚園における預かり保育の利用についても柔軟に考えていければと思います。

(矢吹委員)

新制度がはじまる中、今後進めていく上で指導員の指導及び確保がさらに難しくなってきています。先般、運営委員会会議を行いました。全部のクラブの情報交換が出来る場を設定していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(保健福祉部長)

市が主催者として情報交換の場を設定するよりも、各クラブが自主的に集まって話し合いをはじめた方が良いのではないかと思います。保育協議会も市が開催しているものではありません。ただ、会議室など場所の提供といった市でできる協力はさせていただきたいと思います。研修費についても委託料に上乗せさせていただきたいと考えています。小規模のクラブですと、公費ですべてを支えていくことは難しいと思います。そのために利用料等についても議論していただいて、サービスを維持していくのであれば、利用者にはきちっと相応の負担を負っていただく必要があると説明し、クラブの運営を地域で支える体制を構築していく必要があります。

(角田委員)

主任児童委員の研修会でも放課後児童クラブについて情報交換を行う予定です。15小学校区中13小学校区ありますが、地域によって大規模クラブから小規模クラブまで運営の違いが大きいです。しかし、ある程度共通できるつながりがあっても良いように感じているところです。主任

児童委員としても、放課後児童クラブに前向きに関わっていただけると感じました。

(近藤会長)

ほかにご意見がなければ今後の予定について事務局より説明願います。

(子育て支援係長)

今後の予定につきましては、本日の会議におけるご意見等を反映させて事業計画を策定させていただきます。そして、1月23日(金)から2月13日(金)までの間にホームページ、市役所及び各支所においてパブリック・コメントを行い、広く意見をお伺いしたいと考えております。その後、意見を反映させて、事業計画書の完成となり、議会の厚生委員会へ報告いたします。平成27年4月からは新制度がスタートします。各号における認定数を見ながら、皆さまの任期終了前の7月8日までに事業計画の見直しにかかる会議を行いたいと考えています。

(保健福祉部長)

補足となりますが、新制度への関心が高まっており、ご意見を言いたい人もおられると思います。広報紙にも掲載しますが、パブリック・コメントを行うことをお知り合いの方へ紹介していただければと思います。また、新制度に関するQ&Aについても併せて掲載できればと考えております。

(近藤会長)

その他にご意見がないようでしたら閉会とさせていただきますがよろしいでしょうか。林副会長欠席のため代わりに閉会させていただきます。

今日は貴重なご意見を誠にありがとうございました。計画が修正されて、より良いものになったのではないかと考えています。また、更にご意見などがありましたら事務局まで連絡いただきたいと思います。本日はありがとうございました。